

発生可能性のあるリスク	顧問契約がない場合	顧問契約がある場合
新規事業を立ち上げたところ、取引先・監督官庁から法律違反を指摘された	すでに法律違反であることが明白であれば、行政処分の対象等にされてしまう可能性があります。	新規事業立ち上げの構想段階から、当該事業の法令適合性についての相談・助言が可能なので、先のような指摘を受けることを未然に防ぐ対応が可能です。
自社製品の商標が他社により使用されている	商標について適切な権利化がなされていないと、警告書を相手会社に送付しても適切に奏功できない可能性があります。	事前に弁理士と連携の上、商標権について適切に権利化し、侵害を探知した場合には、警告文を発送する等の対応をして順次、対処を進めることが可能です。
消費者庁から景品表示法上の問題を指摘された	すでに、有利誤認表示ないしは優良誤認表示をしまっている場合には、手遅れとなり、消費者からの信頼を失い、消費者庁からも課徴金の制裁を受けてしまう可能性もあります。	景品表示法に照らして、販売する商品の広告等の表現が適切かどうか、賞金や賞品等が過大となっていないかについてアドバイスすることにより、消費者庁からの問題点の指摘を未然に防ぎ、消費者からの信頼失墜を防止することができます。
自社製品の不良から事故が発生した	製品取扱説明書等の表記が適切でないと、思わぬ損害賠償責任を負担させられてしまう可能性があります。	製品取扱説明書の表記を工夫するなどにより、できる限り損害賠償責任を低減させ、金額を抑えられるようアドバイスします。
顧客から個人情報保護法違反を指摘されている	個人情報保護法にすでに違反してしまっている場合には、損害賠償請求を受けたり、刑事罰の対象になってしまうおそれや、社会からの信頼を失ってしまうリスクがあります。	顧問先企業様が取扱う個人情報の内容を精査した上で、個人情報保護法を遵守できるようアドバイスするとともに、社内規程・社内のガイドラインの整備、社内研修等をご提案し、そのような指摘を受けないように対応します。